



これからは「働き上手・休み上手」2 ～知って、使おう。応援しよう。産後パパ育休制度～

(出生時育児休業制度)

男女とも仕事と育児を両立できるように、育児・介護休業法は段階的に改正されています。

令和4年4月1日施行

- 雇用環境整備、個別の周知、意向確認の措置の義務化
- 有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和

令和4年10月1日施行

- 産後パパ育休(出生時育児休業)の創設
- 育児休業の分割取得

令和5年4月1日施行

- 従業員1000人以上の企業は育児休業等の取得状況を年1回公表することが義務付けられます

鹿児島県の令和3年度企業などで働く男性の育休取得率は、17.7%(県労働条件実態調査報告書2021年)。総務省では、令和7年までに30%を目指しています。制度もより利用しやすく改正されてきているものの、漠然とした不安から取得を迷ってしまう方も多いのではないのでしょうか。今回は、育休取得経験者お二人にインタビューしました。

育児休暇について

Q1.取得のきっかけ・理由は?

コロナ禍。
県外への 里帰り出産 断念。
出産後 2ヶ月間パパ育休取得。
精神的に支えられとても良かった。

赤ちゃんのお世話の大変さや
家事との両立などを
理解してもらえて嬉しかった。

夫が自然にパパになっていく
姿がみられた。
家族の時間が
たくさん持てて良かった。

A. 元々はタイミングをみて取得する予定でしたが、生後10ヶ月ごろ妻の母が怪我をして妻が実家の手伝いをする事になったため申請し2週間育休をいただきました。当時、社内ではまだ男性の育休取得の前例がなかったので事実手を挙げづらかったです。ただニュース等で都会ではイクメンブームや育休取得推進の情報が話題になっていたので会社内でも少しずつ意識が変わってくる予兆はあった気がします。今では先日の法改正もあり、育休を取らないことの方が不思議に思われます。



TYさん(33歳)
※育休当時30歳
【家族構成】妻、娘(4歳)、
息子(1歳半)
会社員

パパが食事を作ってくれたことが
嬉しかった。(第1子出産)

10月からの改正内容を
知る事ができて良かった。
第2子出産予定。パパ初の育休取得予定。
実母は通いでお手伝いの依頼。



児浦さん(40歳)
【家族構成】妻、娘(1歳)
京セラ(株)鹿児島川内
工場勤務

A. 会社内のダイバーシティの活動で社内報などに、ほかの拠点で男性社員が取得している記事を見て、子どもが生まれてくるなら取りたいと思いました。子どもの成長をその時その時しかないので妻と一緒に見ていきたいと思い3ヶ月間取得しました。

精神的な支えがあることで
産後うつ等の予防に
つながった気がする。
助かりました。

職場から応援

一人一人感覚は違うと思いますが、入社して比較的浅い年数の場合、収入面の心配が強いイメージはあります。30代くらいの中堅クラスだと、自分が抜けている間の職場の心配をして悩んでしまうような印象はあります。制度を知れば、収入は一時的に減っても、計画的に考えれば取得しやすくなるように思います。



ママたちのつばや木



Q.育休取得してこそ、育児や家族への思いをきかせてください。



A. そうですね、子どもの成長を近くで見れたこと、育児がこんなに大変なのかと痛感することができました。でも大変なことを夫婦で交替することもできるので、お互いにストレスをためることなくのびのびとした育児ができたのではないかと思います。お互いを思いやって、役割分担は特に決めずにその時その時、気づいたことをしていました。(児浦さん)

Q.育休中の思い出をきかせてください。

A. やはり1番は娘がつかまり立ちをし始めたことかと思います。育休を取ったタイミングでみせてくれたのが感動したというか、娘に感謝というか、親孝行な子だなと思いました。(TYさん)



Q.育休取得で得られたことがありますか？

A. どうしても育児休業したときに、キャリアとか今まで積み重ねてきたものとか、気にされると思うのですが、そういうことのない制度になっているので前向きに検討してほしいです。

実際、育児では妻と交替でその場その場で対応しているので、育児と一緒に仕事でも先読みできるようになります。育休を取得することで仕事のスキルアップに繋がることもあると思います。(児浦さん)



Q.育休取得しようか、できるか悩んでいるパパ、プレパパにメッセージをお願いします。

A. 悩んでいる時点で、子煩悩で家族思いの良き父ちゃんだと思います。素敵ですよ。

職場や業務によっては育休取得が難しい方もいると思いますが取得できる環境にいるあなたはその悩みを捨てて、明日にでも申請して下さい。

子どもの成長はあなたの悩みを待ってくれませんよ。あと奥さんにとっても近くにいるだけで安心するところもあると思います。(TYさん)

職場から応援

誰でもどこの現場でもフォローできるような環境づくりを意識しています。特定の人が属人化して特定の業務しかできないということ、できるだけ解消していく動きを、責任者から発信して、職場の責任者とメンバー自身が連携して取れるような環境を意識しています。

制度でも意向確認が義務づけられたことで、制度も認知され、職場として声が上がってきやすい雰囲気になってきているのかなと思います。



取材を終えて…

早く取材に応じてくださった方々は、普段から家族で共有しあい、思いやりあっていることが感じられました。また、企業の方々も、育休だけでなく、ライフワークバランスやダイバーシティについても、社員全員への周知活動や組織の見直し等、積極的に行われているのが印象的でした。変わっていくことは、はじめは戸惑いもありますが、よりよくするためには皆で考え試行錯誤していくことが大事だと思います。



育児・介護休業法について詳しくは

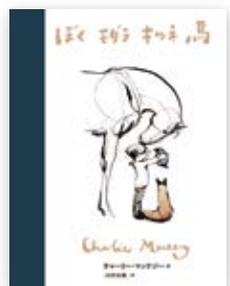
厚生労働省 HP▶



おすすめの本

ぼく モグラ キツネ 馬

著/チャーリー・マッケジー 訳/川村元気



少年とモグラ、キツネ、馬の冒険と心の交流を美しいイラストとともに描いたアート絵本。「たすけを求めることは、あきらめるのとはちがう。あきらめないうちに、そうするんだ」書道家の島野真希さんの手書き文字が心に染みてきます。図書館で借りて読

みましたが、手元において繰り返し読みたくてすぐに購入しました。(K&K)

相談窓口

①女性の相談窓口

と き: 月～金(祝日、休館日、年末年始を除く) 9時～17時
TEL: 070-2636-7763, 25-6056

②何でも無料相談室

と き: 毎週土曜日13時～16時
TEL: 25-6056

①②とも場所は男女共同参画センター(SSプラザせんだい内)

●配偶者等からの暴力

と き: 月～金(祝日・年末年始を除く)9時～17時
ところ: 市役所障害・社会福祉課
TEL: 20-6343(直通)

●よりそいホットライン

と き: 24時間対応
TEL: 0120-279-338

編集後記

令和4年4月から3段階で制度が変更される育児休業に着目し作成しました。計画的な取得は、働く側と雇う側双方ともに大切なことだと思います。まずは制度を知り、不安解消のきっかけになればでしょうか。これからも「今まではこうだった」から「これからは、」と一緒に考えていける存在になればと思います。(R.S)

発行/薩摩川内市未来政策部コミュニティ課
編集/薩摩川内市男女共同参画推進実行委員会
問い合わせ先/〒895-8650 薩摩川内市神田町3-22
TEL: 0996-23-5111(内線4741)
FAX: 0996-20-5570
Email: hitomirai@city.satsumasendai.lg.jp
(令和4年12月発行)